

第18回一関市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和8年2月18日
 告示番号 第3号
 会議年月日 令和8年2月25日
 会議の場所 川崎農村環境改善センター
 出席委員 別紙のとおり
 欠席委員 別紙のとおり

会議に出席した職員

事務局長 阿部 繁 樹
 局長補佐 浅岡 栄 嗣
 農地係長 金野 亨
 主 査 千葉 淳

本日の案件 第18回一関市農業委員会総会提出議案のとおり
 開会時刻 午後3時

議長	<p>ただ今から、第18回一関市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員は22名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。</p> <p>なお、6番 加藤 敏子 委員、19番 佐藤 想司 委員より欠席の届出がありました。</p> <p>行事報告については、お手元に配布してある総会後の事務連絡の資料に綴り込んでおりますので、ご了承願います。</p> <p>議案審議に入る前に、お諮りいたします。</p> <p>議事録署名委員並びに書記の指名について、本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことですので、一関市農業委員会会議規程第13条の規定により議事録署名委員に20番 佐藤 和幸 委員、21番 佐藤 多賀幸 委員を指名いたします。</p> <p>書記には、浅岡 局長補佐、千葉 主査 を指名いたします。</p> <p>審議に入ります。</p> <p>「報告第41号 専決処分の報告について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>

局 長

1 ページをお開き願います。

報告第41号、専決処分 of 報告についてご説明いたします。

農地法第3条の3の規定による権利の取得の届出について、専決処分しましたので農地法関係事務処理要領 第3の3の規定に基づき報告するものです。

2 ページの専決処分書をお開き願います。

一関市農業委員会事務処理規程第8条の規定により専決処分した内容につきましては、先月の総会以後の相続による届出に対し、審査の結果、適法と判断し、受理及び決定したもので、記載の第1号から6ページの第22号までの22件、22名の方から届出のあったものであり、専決処分の日は令和8年2月12日であります。

この専決処分につきましては、農地法の許可が不要な相続などで、農地等の権利を取得したことの届出に対し、農業委員会は、「速やかに届出書の法定記載事項が記載されているかどうかを検討し、その届出が適法であるかどうかを審査して、その受理又は不受理を決定」し、「届出を受理したときは、遅滞なく受理通知書を送付する」と規定されていることから、会長において専決処分を行い、届出者に対し、それぞれ受理通知書を送付したものであります。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第41号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第41号」の質疑を終わります。

次に、「報告第42号 農地現状変更届出の報告について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

7 ページをお開き願います。

報告第42号 農地現状変更届出の報告についてご説明いたします。

本件につきましては、一関市農業委員会農地現状変更届出指導要綱に基づく届出であり、記載の第1号から第3号までの3件、4筆にかかる農地現状変更届出書を受理しましたので、同要綱第4の規定に基づき報告するものです。

なお、届出者には、届出書受理後、審査のうえ、現状変更する農地に掲示する「農地現状変更届出済標」を交付しているほか、

担当地域の農業委員及び農地利用最適化推進委員に対して、届出書の内容について報告しておりますので、担当委員におかれましては随時現地調査により施工状況の監視・指導をお願いいたします。

届出のありました土地の所在地、及び届出人等につきましては議案書に記載のとおりであります。現状変更の理由は、いずれも、作業の効率化を図るため、畦畔を除去しようとする申請内容です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で「報告第 42 号」の説明を終わります。

ご質問ございませんか。

(なしの声あり)

議 長

なければ、「報告第 42 号」の質疑を終わります。

次に、「議案第 114 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局 長

8 ページをお開き願います。

議案第 114 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否について、議案の内容をご説明いたします。

はじめに、一関地域に係る申請 8 件です。

第 1 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 18 年 2 月 28 日までの 10 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 2 号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第 3 号につきましては、譲受人において従前から借受けていた農地を取得し、引き続き耕作しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

9 ページをお開き願います。

第 4 号及び第 5 号につきましては、いずれも貸付人が高齢などの理由から耕作管理できない状態にあることから、借受人におい

て経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和13年1月31日までの5年間で、賃借料はそれぞれ記載のとおりとなっております。

10ページをお開き願います。

第6号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

第7号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和13年2月28日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

11ページをお開き願います。

第8号につきましては、所有者不明となっている農地について、裁判所より所有者不明土地管理人に選任された譲渡人と、経営規模拡大のため農地を取得したい譲受人との間において売買しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

12ページをお開き願います。

次に、花泉地域に係る申請13件です。

第9号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から借受人の親が農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和13年2月28日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第10号につきましては、譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

13ページをお開き願います。

第11号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和13年2月28日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

おります。

第12号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和18年2月29日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

14ページから15ページをお開き願います。

第13号につきましては、貸付人が経営移譲のため、後継者となる借受人については、親である貸付人から農地を使用賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和18年2月29日までの10年間です。

第14号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和13年2月28日までの5年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

16ページをお開き願います。

第15号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年2月28日までの3年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第16号及び第17号につきましては、いずれも貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和11年2月28日までの3年間で、それぞれ賃借料は記載のとおりとなっております。

17ページをお開き願います。

第18号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から農業経営基盤強化促進法により借受けていた農地を引き続き賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和18年2月28日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

18ページをお開き願います。

第19号及び第20号につきましては、いずれも貸付人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、それぞれの借受人において、経営規模拡大のため賃貸借により農地を借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり第19号にあっては令和13年2月28日までの5年間、第20号にあっては令和11年2月28日までの3年間で、それぞれの賃借料は記載のとおりとなっております。

19ページをお開き願います。

第21号につきましては、貸付人が経営移譲のため、後継者となる借受人については、親である貸付人から農地を使用賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和28年2月28日までの20年間です。

次に、大東地域に係る申請5件です。

第22号及び第23号につきましては、いずれも譲渡人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額はそれぞれ記載のとおりとなっております。

20ページをお開き願います。

第24号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため、贈与により農地を取得しようとするものです。

第25号につきましては、貸付人が遠方に居住しており耕作管理できない状態にあることから、借受人において、従前より貸付人から借受けていた農地を引き続き使用賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和13年12月31日までの5年間です。

第26号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人においては新規就農にあたり、贈与により農地を取得しようとするものです。

21ページをお開き願います。

次に、千厩地域に係る申請1件です。

第27号につきましては、譲渡人が労働力不足のため耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため農地を取得しようとするもので、売買金額は記載のとおりとなっております。

次に、室根地域に係る申請2件です。

第28号につきましては、貸付人が労働力不足のため耕作管理で

議 長

7 番
菅原 聡子 委員

議 長

20番
佐藤 和幸 委員

きない状態にあることから、借受人において経営規模拡大のため農地を賃貸借により借受けようとするもので、貸借期間は記載のとおり令和18年12月31日までの10年間で、賃借料は記載のとおりとなっております。

第29号につきましては、譲渡人が労働力不足により耕作管理できない状態にあることから、譲受人において経営規模拡大のため贈与により農地を取得しようとするものです。

22ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請2件です。

第30号及び第31号につきましては、譲渡人と譲受人の間において、相互に耕作の利便性を図るため農地を交換しようとするものです。

以上で、説明を終わります。

以上で「議案第114号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、地域ごとに担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年2月10日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 佐藤委員、私 菅原、農地利用最適化推進委員 小野寺委員、佐藤委員、事務局職員 佐藤主事、農政推進課職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第1号から第8号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

ありがとうございます。

次に、花泉地域の担当委員の方、報告をお願いします。

花泉地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年2月10日、火曜日、午前9時30分より、現地調査員 農業委員 私 佐藤、農地利用最適化推進委員 千葉委員、佐藤委員、支所職員 菅原主任主事で行いました。

報告内容、第9号から第21号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

議 長

10番

鈴木 清吾 委員

報告は以上です。

ありがとうございました。

次に、大東地域の担当委員の方、報告をお願いします。

大東地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年2月13日、金曜日、午後1時30分より、
現地調査員 農業委員 私 鈴木、農地利用最適化推進委員
佐々木委員、小崎委員、支所職員 千葉主事で行いました。

報告内容、第22号から第26号について、別紙農地法第3条現地
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、
効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題
ないと思われます。

報告は以上です。

議 長

24番

藤野 秀一 委員

ありがとうございました。

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年2月10日、火曜日、午前9時30分より、
現地調査員 農業委員 私 藤野、農地利用最適化推進委員 菅
原委員、小野寺委員、支所職員 小山主任主査で行いました。

報告内容、第27号について、別紙農地法第3条現地調査書のと
おり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用
が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われ
ます。

報告は以上です。

議 長

17番

藤原 美喜男 委員

ありがとうございました。

次に、室根地域の担当委員の方、報告をお願いします。

室根地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年2月10日、火曜日、午前9時より、現地
調査員 農業委員 鈴木委員、私 藤原、農地利用最適化推進委
員 小松委員、岩渕委員、支所職員 伊東主査、小野寺主任主事
で行いました。

報告内容、第28号及び第29号について、別紙農地法第3条現地
調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効
率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題な
いと思われます。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。

12番
後藤 修 委員

藤沢地域の農地法第3条現地調査報告をいたします。

現地調査日、令和8年2月10日、火曜日、午前9時より、現地調査員 農業委員 後藤委員、農地利用最適化推進委員 佐々木委員、畠山委員、支所職員 千葉主任主事で行いました。

報告内容、第30号及び第31号について、別紙農地法第3条現地調査書のとおり現地確認又は航空写真等により調査した結果、効率的な利用が図られ、周辺農地への影響等もないことから問題ないと思われま

す。

報告は以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上で現地調査の結果報告を終わります。

なお、22 ページ第30号～31号については、8番 佐藤 和威治委員が、農業委員会等に関する法律第31条第1項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第114号」第30号～31号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって可と決します。

次に、「議案第114号」第30号～31号について審議いたします。

佐藤 和威治 委員は退室願います。

(午後3時23分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第114号」第30号～31号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、可と決します。

議 長

佐藤 和威治 委員は入室願います。

(午後 3 時 24 分 入室)

佐藤 和威治 委員に申し上げます。

「議案第 114 号」第 30 号～31 号を可と決しました。

次に、「議案第 115 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

23 ページをお開き願います。

議案第 115 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、内容をご説明いたします。

次のとおり、農地法第 5 条第 1 項の規定により許可申請書の提出があったので、可否について、意見を求めるものです。

まず、一関地域に係る申請 1 件です。

第 1 号は、借受人が自己住宅を建築するため、転用申請するものです。

農地区分は、都市計画区域内の準工業地域に存在する農地であるため、第 3 種農地と判断しました。

次に、千厩地域に係る申請 2 件です。

第 2 号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

本件の農地は、別の事業者が令和 5 年 8 月 10 日付けで太陽光発電設備を整備する目的で転用許可を得た農地ですが、その後に事業者が詳細な調査を行ったところ、必要な日射量が確保できず、発電量が採算を下回る見込みになったため、許可の取消願いが提出され、令和 7 年 11 月 26 日付で許可の取消しが行われた農地であります。

今回の譲受人は、詳細な現地調査を行った上で、以前の事業者のモノより高効率な太陽光モジュールを設置することで採算ラインを上回る発電量が確保できる見込みとなったことから、転用申請に至ったものです。

第 3 号は、譲受人が太陽光発電設備を整備するため転用申請するものです。

農地区分は、第 2 種農地と判断しました。

24 ページをお開き願います。

次に、藤沢地域に係る申請 1 件です。

第 4 号は、借受人が農業用格納庫等及び来客用・従業員用駐車

場を整備するため転用申請するもので、一部追認案件です。

農地区分は、農振農業用施設用地です。

今回申請目的のうち、農業用格納庫等3棟については、平成23年及び平成26年に建築・設置済みのものであり、追認案件です。農地法の認識不足により、農業用施設については転用許可不要との誤った解釈から建築してしまったとの顛末書が提出されております。

本件は、令和5年11月24日開催の第27回総会で、審議の上、許可相当として意見を付して転用申請書を県に進達したものでしたが、追認について県との協議が未了のまま許可相当として許可申請書を進達したこと、進達後に既設建物の建築基準法違反が発覚したことなど、対応に時間を要することから、令和6年5月に一旦、申請の取り下げを行っているものです。

その後、建築基準法違反に係る是正方針の協議、農地法に係る事業者からの聞き取りや県との協議を進め、今般、追認を行う方向で協議が整ったことから、追認による農地転用を行おうとするものです。また、これと併せて来客用及び従業員用の駐車場整備の転用申請をするものです。

申請地は、令和5年9月22日付けで農振農用地から農振農業用施設用地に用途変更されております。

以上で説明を終わります。

議長

以上で「議案第115号」の説明を終わります。

ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

7番
菅原 聡子 委員

最初に、一関地域の担当委員の方、報告をお願いします。

一関地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。

報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。

第1号、申請人が自己住宅を建築する計画であり、排水は公共下水道に接続することから、周辺農地に影響はない。

報告は以上です。

議長

ありがとうございました。

24番
藤野 秀一 委員

次に、千厩地域の担当委員の方、報告をお願いします。

千厩地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。

現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございます。

	<p>すので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第2号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>第3号、申請人が太陽光発電設備を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>12番 後藤 修 委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、藤沢地域の担当委員の方、報告をお願いします。</p> <p>藤沢地域の農地法第5条現地調査報告をいたします。</p> <p>現地調査日、現地調査員に関しましては3条と同じでございますので割愛させていただきます。</p> <p>報告内容、別紙農地転用等現地調査書により現地確認を行った結果、下記のとおり報告いたします。</p> <p>第4号、申請人が農業用格納庫等と駐車場を整備する計画であり、排水は雨水のみであることから、周辺農地に影響はない。</p> <p>報告は以上です。</p>
<p>議 長</p> <p>18番 高橋 金夫 委員</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上で現地調査の結果報告を終わります。</p> <p>審議願います。</p> <p>18番 高橋 金夫 委員</p> <p>23 ページの2号と3号についてです。</p> <p>転用理由として、太陽光発電設備の申請が今回2件ありましたが、ここ最近の国の動きとしてメガソーラーの環境問題や近隣のトラブル等で、26年から規制を強化していくという動きがあるようです。</p> <p>そういった中で当地域において現地調査では問題ないということですが、これまで近隣で環境問題等含め、クレーム等の事案がなかったかどうか、あったとすればどういった問題でどのように対処されてきたのか、参考にお聞きしたいです。</p>
<p>議 長</p> <p>農 地 係 長</p> <p>18番</p>	<p>事務局、説明をお願いいたします。</p> <p>太陽光発電設備を整備して、転用後に苦情のようなものはなかったかというようなお尋ねだと思いますが、私の把握している限りでは、そのような転用後のトラブルはなかったというように記憶しております。</p> <p>関連として、国からの動きをお話しましたが、それに伴って国</p>

高橋 金夫 委員	からの指導・指示というようなものは、各自治体にはまだ来ていないのでしょうか。
	あれば参考にお聞きしたいです。
農 地 係 長	国のほうでは、メガソーラーについての議論をされている状態ではありますが、具体的な対策というものは農業委員会事務局には届いていないという状況です。
局 長	補足でございます。
	今回の議案の農地とは違った視点での話ですが、一関市内でもメガソーラーがかなり大規模に展開されている地域があり、一部、山林開発の部分では地元とトラブルとなっているケースもあります。
	市議会のほうでも再三、取り上げられている地域もありますが、周辺の雨水排水の部分で農業用水路に汚濁した水が流入してくるといふ、そういったもので地域とのトラブルとなっているケースもあるようです。農地を開発・転用したようなケースで、今のところトラブルが聞こえているケースはございません。
議 長	他にございませんか。
	(なしの声あり)
議 長	審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。
	「議案第 115 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。
	(挙手満場)
議 長	挙手満場と認めます。
	よって、「議案第 115 号」を許可相当と決します。
	次に、「議案第 116 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。
	事務局の説明を求めます。
農 地 係 長	25 ページをお開き願います。
	議案第 116 号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について、内容をご説明いたします。
	次のとおり、農地転用事業計画変更申請書の提出があったので、意見を求めるものです。
	本議案に係る申請は、一関地域が 1 件、大東地域が 1 件です。
	第 1 号は、転用事業者が市道工事の埋戻土の仮置場として一時転用許可を受けたものですが、転用期間内で工事を完了すること

が難しい見込みであるため、一時転用期間を延長しようとするものです。

第2号は、主要地方道橋梁補修工事の工事事務所及び倉庫等として一時転用許可を受けたものですが、転用期間内で工事を完了することが難しい見込みであるため、一時転用期間を延長しようとするものです。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第116号」の説明を終わります。

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第116号 農地転用事業計画変更申請に対する意見について」を許可相当と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、「議案第116号」を許可相当と決します。

次に、「議案第117号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

農 地 係 長

26ページをお開き願います。

議案第117号 農用地利用集積等促進計画案に係る意見について、内容をご説明いたします。

一関市長から、農用地利用集積等促進計画案に係る協議があったので、意見を求めるものです。

本議案に係る申請は、貸借・一括方式が88件、貸借・再配分が3件、売買・即売りが1件です。

28ページをお開き願います。

はじめに貸借・一括方式ですが、1号から32ページの24号までの24件が一関地域の申請、25号から34ページの37号までの13件が花泉地域の申請、38号から35ページの43号までの6件が大東地域の申請、44号から36ページの50号までの7件が千厩地域の申請、51号から53号までの3件が室根地域の申請、37ページの54号から43ページの88号までの35件が藤沢地域の申請です。

5号から10号までで、登記と現況で農地以外の地目があるの

は、この土地が、基盤整備地区となっており現在補完工事中で本換地後は田になる地番であるためです。

44 ページをお開き願います。

次に貸借・再配分ですが、一関地域 2 件、花泉地域 1 件の申請です。

45 ページをお開き願います。

次に売買・即売りですが、一関地域 1 件の申請です。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第 117 号」の説明を終わります。

なお、32 ページ【貸借・一括】第 29 号～30 号については、21 番 佐藤 多賀幸 委員が、34 ページ 第 39 号～40 号については、5 番 及川 務 委員が、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項による議事参与の制限に該当いたしますので、これを除き審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 117 号」【貸借・一括】第 29 号～30 号及び第 39 号～40 号を除き可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって可と決します。

次に、【貸借・一括】第 29 号～30 号について審議いたします。

佐藤 多賀幸 委員は退室願います。

(午後 3 時 42 分 退室)

議 長

審議願います。

(なしの声あり)

議 長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

議 長

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 117 号」【貸借・一括】第 29 号～30 号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議 長

挙手満場と認めます。

よって、可と決します。

佐藤 多賀幸 委員は入室願います。

議

長

(午後 3 時 43 分 入室)

佐藤 多賀幸 委員に申し上げます。

「議案第 117 号」【貸借・一括】第 29 号～30 号を可と決しました。

次に、【貸借・一括】第 39 号～40 号について審議いたします。

及川 務 委員は退室願います。

議

長

(午後 3 時 43 分 退室)

審議願います。

(なしの声あり)

議

長

審議を打ち切り、採決してよいかお諮りいたします。

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打ち切り採決いたします。

「議案第 117 号」【貸借・一括】第 39 号～40 号を可と決する方は挙手願います。

(挙手満場)

議

長

挙手満場と認めます。

よって、可と決します。

及川 務 委員は入室願います。

議

長

(午後 3 時 44 分 入室)

及川 務 委員に申し上げます。

「議案第 117 号」【貸借・一括】第 39 号～40 号を可と決しました。

次に、「議案第 118 号 令和 8 年度農作業標準賃金の設定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

局

長

46 ページをお開き願います。

議案第 118 号 令和 8 年農作業標準賃金の設定について、議案の内容をご説明いたします。

47 ページをお開き願います。

令和 8 年度一関市農作業標準賃金（案）のとおり設定することについて、議決を求めるものです。

まず、農作業標準賃金についてであります。農作業の臨時雇用賃金や請負作業料金について適正な水準を確保するとともに、農作業の受委託を円滑に推進することを目的として定めるものであり、担い手の育成や農業経営の継続に資する適正な額であること、併せて受委託農家の双方に理解が得られるものであることを基本として、毎年度作成しているものです。

本日、ご審議いただきます令和8年度農作業標準賃金につきましては、先月の総会において農政専門委員長より協議結果の報告を行っておりましたが、1月22日の第4回農政専門委員会において、事務局で作成した原案をご協議いただき、その協議内容を踏まえ1月29日に各地域の受委託農家の代表などで構成する「農作業標準賃金審議会」に提案し、ご審議いただいたものであります。

この審議会において決定されました内容につきましては、後日、書面により農政専門委員会の確認を経て、本日の総会に議案としてお諮りするものであります。

令和7年度との変更点についてご説明いたしますと、上から、「人力の部」では、1日（8時間）当たりの人力作業賃金については、岩手県の最低賃金が前年比で8.3%上昇したことを踏まえ、600円引き上げし8,300円から8,900円に、「オペレーター賃金」につきましては、令和7年度の岩手県内のオペレーター賃金の実績平均値が、前年比で6.0%上昇していることを踏まえ、700円引き上げし11,700円から12,400円としました。

次に、「機械の部」につきましては、岩手県農業会議で試算した令和8年度の農作業受委託料金における主要作業（耕起、代かき、田植え、刈取作業）の試算額が、対前年比で平均約4.8%上昇していることを踏まえ、全ての作業を一律4.8%アップとしました。

また、耕起、代かき、田植え、刈取作業につきましては、特に圃場条件によって作業効率が大きく異なることから、摘要欄に「※圃場条件（小区画・不整形など）に応じて適宜加算」の文言を追記しました。

また、新規項目として、ちょうど中ほどに記載しております「防除作業」の欄に、「ドローン」と「ラジコンボート」を追加しております。

まず、ドローンによる薬剤散布についてであります。近年、農作業現場への導入が拡大しており、実態に即した標準額を示す必要があることから、新規項目として設定するものであります。

設定額につきましては、当市での実例や、近隣市町での設定価格を参考に、10アール当たり、税込1,700円（薬剤代は別途）としました。

次に、ラジコンボートによる薬剤散布についてであります。現在、一部の地域で導入されており、ドローンよりも機体が安価

に購入できることなどから、今後の導入拡大を見据えて、今般、新規項目として設定するものであります。

設定額につきましては、近隣市町における標準額としての設定はございませんが、当市での実例や他県での実例を踏まえ、また、田植え作業の摘要欄に記載しておりますが、「同時薬剤散布1種類につき330円加算」を参考としまして、50アール区画以上につき、10アール当たり、税込330円（薬剤代は別途）としたところであります。

なお、これらの標準額はあくまでも「目安の額」であり、圃場条件や作業条件等により、当事者間の協議により調整されるものでございます。

以上で説明を終わります。

議 長

以上で、「議案第118号」の説明を終わります。

審議願います。

議 長

(なしの声あり)

審議を打切り、採決してよいかお諮りいたします。

議 長

(異議なしの声あり)

異議なしとのことですので、審議を打切り採決いたします。

「議案第118号 令和8年度農作業標準賃金の設定について」を可と決する方は挙手願います。

議 長

(挙手満場)

挙手満場と認めます。

よって「議案第118号」を可と決します。

以上で議案審議が終了いたしました。

第18回一関市農業委員会総会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午後3時51分閉会)

以上 議事録の記載に相違ないことを証するため、ここに署名捺印をする。

議 長

署名委員

署名委員